

各 位

会 社 名 シ ャ ー プ 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 戴 正 呉
 (コード番号 6 7 5 3)

当社子会社に対する訴訟の控訴審判決に関するお知らせ

平成 28 年 7 月 25 日付「当社子会社に対する控訴の提起に関するお知らせ」によりお知らせいたしました、当社子会社のシャープエンジニアリング株式会社（以下、「SEK 社」といいます。）を被控訴人（第一審被告）とする控訴人（第一審原告）からの損害賠償請求控訴事件について、平成 28 年 12 月 7 日、判決により控訴が棄却されましたので、お知らせいたします。

1 訴訟の提起から控訴審判決に至るまでの経緯

控訴人は、SEK 社の従業員が控訴人宅でテレビを壁から外してテレビ台に設置する作業をした際、誤ってテレビを控訴人の左手示指（人差し指）に落下させ傷害を負わせたと主張して 33,034,651 円の損害賠償等を求める訴訟を提起しましたが、平成 28 年 6 月 3 日、第一審の千葉地方裁判所松戸支部は、控訴人の請求には理由がないとして判決により請求を棄却しました。

これに対して、同月 19 日、控訴人は第一審判決を不服として、東京高等裁判所に控訴を提起していましたが、平成 28 年 12 月 7 日、判決により控訴が棄却されました。

2 子会社の概要

(1)	名 称	シャープエンジニアリング株式会社
(2)	所 在 地	大阪府八尾市北亀井町三丁目 1 番 7 2 号
(3)	代表者の役職・氏名	取締役社長・鶴田 透
(4)	事 業 内 容	家電製品のアフターサービス
(5)	資 本 金	389,000,000 円

3 控訴を提起した者の概要

(1)	氏 名	個人
(2)	住 所	千葉県柏市

4 控訴審判決の概要

控訴棄却

5 今後の見通し

本判決による SEK 社の負担はありません。

以 上